

2019年3月29日

当座勘定をご利用のお客さま

広島県信用組合

「当座勘定規定」一部改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

全銀システム（内国為替）の稼働時間が拡大されたことに伴い、平日夜間、土・日・祝日にも振込が可能となります。（注）

当組合では2019年5月7日（火）より「当座勘定規定」に入金時限（15時）を明記する改定を行いますので、お知らせいたします。この改定により、現在のお取扱いには何ら変更はございません。

なお、このお取扱いは、すでにお取引いただいているお客さまにも適用されます。

記

当座勘定規定の改定日 2019年5月7日（火）

当座勘定規定の改定内容

改定後	改定前
<p>第9条（支払いの範囲）</p> <p>(1) 提示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払い資金をこえる場合には、当組合はその支払い義務を負いません。</p> <p><u>(2) 呈示された手形、小切手等は、提示日の15時までに当座預金に受入または振り込まれた支払資金により支払います。なお、15時以降に入金した支払資金を支払に充当したとしても当組合は責任を負わないものとします。</u></p> <p><u>(3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</u></p> <p>第15条（届出事項の変更）</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p>	<p>第9条（支払いの範囲）</p> <p>(1) 提示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払い資金をこえる場合には、当組合はその支払い義務を負いません。</p> <p><u>(2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</u></p> <p>第15条（届出事項の変更）</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p>

(4) 預金口座の開設等の際には、当組
合は、法令で定める税務上の居住地
国や本人確認等の確認を行います。
この際に行う確認事項に変更があっ
たときは、直ちに当組合所定の方法
により届け出てください。

削除

第 16 条 (印鑑照合等)

(省略)

第 17 条 (振出日、受取人記載もれの手
形、小切手)

(省略)

第 18 条 (線引小切手の取扱い)

(省略)

第 19 条 (自己取引手形等の取扱い)

(省略)

第 20 条 (利息)

(省略)

第 21 条 (残高の報告)

(省略)

第 22 条 (譲渡・質入れの禁止)

(省略)

第 23 条 (反社会的勢力との取引拒絶)

(省略)

第 24 条 (解 約)

(省略)

第 25 条 (取引終了後の処理)

(省略)

第 26 条 (手形交換所規則による取扱い)

(省略)

第 27 条 (規定の変更)

この規定は、法令の変更、社会情勢・
金融情勢の変更、その他、当組合が相当
の事由があると認められる場合には、店
頭表示、ホームページでの告知その他の
相当の方法で公表することにより、変更
することができるものとします。

第 30 条 (休眠預金等活用法に係る最終異
動日等)

(1) この預金について、休眠預金等

(4) (追加)

第 16 条 (成年後見人等の届出)

第 17 条 (印鑑照合等)

(省略)

第 18 条 (振出日、受取人記載もれの手
形、小切手)

(省略)

第 19 条 (線引小切手の取扱い)

(省略)

第 20 条 (自己取引手形等の取扱い)

(省略)

第 21 条 (利息)

(省略)

第 22 条 (残高の報告)

(省略)

第 23 条 (譲渡・質入れの禁止)

(省略)

第 24 条 (反社会的勢力との取引拒絶)

(省略)

第 25 条 (解 約)

(省略)

第 26 条 (取引終了後の処理)

(省略)

第 27 条 (手形交換所規則による取扱い)

(省略)

第 27 条 (追加)

第 30 条 (追加)

活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとし、

① 当組合ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日

② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③ 当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める次項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。)に限ります。

④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

① 預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあたっては、初回満期日)

② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと/当該事由が生じた期間の満期日

A. 異動事由(当組合ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。)

B. 当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちい

れか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。)に限ります。

- ③ 総合口座規定にもとづく他の預金について、当該他の預金等に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと／他の預金に係る最終異動日等

第 31 条 (休眠預金等代替金に関する取扱い)

(1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2) 前項の場合、預金者等は、当組合を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、預金者は当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

(3) 預金者等は、第 1 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 7 条 2 項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。

① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により第三者からの入金または当組合からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払に係るものを除きます。)が生じたこと

② この預金について、手形または小切手の提示その他第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当組合が当該支払いの請求を把握することができる場合に限ります。)

③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)がおこなわれたこと

④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

第 31 条 (追加)

<p>(4) <u>当組合は、次に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。</u></p> <p>① <u>当組合がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</u></p> <p>② <u>この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払いへの請求に応じる事を目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること</u></p> <p>③ <u>前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと</u></p>	
---	--

(注) 当組合オンラインシステムでは、決済資金明確化のため、平日営業時間終了後から翌0時00分までの間、当座預金への振込入金は原則として受付いたしません。

以上